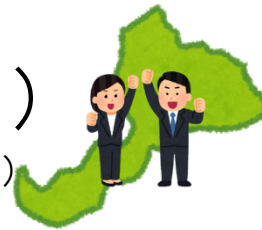


敦賀市移住支援金（全国型）

（敦賀市U・Iターン移住就職等支援事業補助金）



敦賀市では、令和2年度から、本市への移住を促進し、中小企業等の人手不足を解消することを目的に、福井県外から正規就労を伴う移住をされた方を対象に、移住支援金を支給しています。

令和4年度からは、多様な世帯のニーズに対応するため、支給対象者を拡大し、将来的に正規就労を目指すひとり親世帯のパート就労者や非正規就労者の方も支援金の支給対象に追加しました。

対象者

敦賀市に移住した方で、下記の①～③のいずれかに該当する方

- ①ひとり親世帯であり、かつパート就労を開始した方
- ②福井県の労働移動促進事業を利用し、トライアル就労を開始した方
- ③正社員として、3か月以上連続して就労した方

※ 移住とは県外に5年以上居住していた者が、敦賀市に住民票の異動を伴い移住することを言います。

特徴1

パート、非正規から正規就労までのステップアップを応援

- ・ひとり親のパート就労時に15万円、非正規就労時に10万円を先払いします。
- ・その後、正規就労に移行した場合は、支給総額から支給済の額を差し引いた額を支給します。

申請時の就労形態	パート就労 開始時に支給	トライアル 開始時に支給	就業3か月 経過後に支給	支給上限額
ひとり親世帯 かつパート就労	15万円 (3か月以内)	10万円 (3か月以内)	25～55万円	単身 最大 40万円 (基本額 30万円)
	15万円	(6か月以内)	35～65万円	
非正規就労 (トライアル就労)	—	10万円 (3か月以内)	単身 20～30万円 世帯 40～70万円	世帯 最大 80万円 (基本額 50万円)

※ 正規就労を伴う移住をした方は、これまで同様に移住支援金の支給を受けることができます。

※ 申請期限は、いずれも移住後1年以内となります。

※ 移行期間内に次のステップに移行した場合に限り、引き続き移住支援金の申請ができます。

※ 移住支援金の支給額は、上限額の範囲内で、基本額に対象となる加算額を加えた金額となります。

※ 正規就労により移住支援金の交付を受けた方が、1年以内に職を辞した場合又は5年以内に市外転居した場合は、交付した額の全額又は一部について返還が生じます。



特徴2

他市町村にない多様な加算措置による手厚い支援

- ・敦賀市の移住支援金には、多様な加算措置を設けています。

<加算措置> 年齢、関西・中京圏からの移住、親族との同居、Uターン、未就学児加算

お問合せ

移住支援金の詳しい要件や申請方法等は、以下へお問合せください。

敦賀市役所企画政策部ふるさと創生課

☎: 0770-22-8111 ✉: sousei@ton21.ne.jp

その他移住支援制度や移住後の生活について知りたい方は、
敦賀移住定住ポータルサイト「KURAS TSURUGA」をご覧ください。



KURAS TSURUGA